

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 五十嵐 公一

本論文は、初代狩野山楽・二代山雪に続く京狩野家第三代当主永納（一六三一―一六九七）の画業と、永納が父山雪の遺稿を継承・増補のうえ編纂・刊行した、我が国最初の画史書である『本朝画史』（一六九三年）の成立について論ずるものである。

その前提として、氏は、山楽・山雪が直面した絶家の危機について、例えば、山楽の助命は松花堂昭乗が行ったとする、当の『本朝画史』に云う通説を否定する。京狩野家が永年仕えてきた九条家に関わる、明治初年当時の当主永祥の日記『御用留（四）』に着目し、山楽が豊臣家滅亡の際に陥った危難を救ったのは、徳川二代将軍秀忠に助命を願い出た九条家であるとする記述を見出す。それを糸口に、当時の九条家当主幸家の妻が、秀忠の妻御江与の再婚前の実子であるという密接な姻戚関係にあったことを明らかにし、『御用留』の伝承を確認する。そのうえで、『幸家公記』や幸家の子九条道房の『道房公記』、幸家の子康道が嗣いだ『二条家内々御番所日次記』、山楽・山雪が襖絵を制作した妙心寺塔頭天球院の外護者池田家の姫を母とする一条兼輝『兼輝公記』などの記事に基づいて、京狩野家三代が、九条家や二条家、一条家などの仕事を一貫して担ってきたことを実証する。

画業については、延宝四年（一六七六）の年記と「山静」（朱文鼎印）「永納」（白文方印）の印章を伴う「穴太寺縁起絵巻」（穴太寺）を基準作・基準印として、同文印を含む十九の印章の使用例により、現存作例を分類する。さらに、年記を伴う作例の称号の使用年代をも参照することにより、各印章の使用年代を前中後期の三期に分け、各作品の制作時期を説く一方、造形的には、その制作時期ごとに、父山雪に学んで図様や技法を継承するものと、黄檗画像や大和絵など父の手がけなかった分野のものがあることを明らかにする。また、『本朝画史』については、九条家や一条家、あるいは『大日本史』編纂から知り得た史料や、永納自身が実見した作品に基づく記述も認められることを挙げつつ、初代山楽に至るまでの日本絵画史を和漢に二分して把握するその史観が、山楽・山雪から永納へ、営々と培われてきた広範な藝術的・社会的関係を基盤として成立したと指摘する。

本論文は、日本近世美術史研究ではほぼ等閑に付されてきた公刊・未公刊の公家の日記などを博捜することにより、京狩野家三代がその立場を如何に維持・拡大してきたのかを解明し、永納の画業や『本朝画史』がその努力の結実到他ならないことを示す点で、高く評価できる。ただ、現存作例のより詳細な造形的分析や、『本朝画史』本文に即した具体的な文献的考察に不足するところがある点は否めないものの、それらを考慮に入れても、新たな視点に基づき新たな知見をもたらす卓越した業績であることに何ら変わりはない。

審査委員会は、以上の点から、本論文が博士（文学）にふさわしいものと思量する。